

呉竹同窓会会則

第1章 名称・目的

- 第1条 本会は呉竹同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、京都市伏見区桃山福島太夫北町52
(電話 601-9104) 京都市立呉竹総合支援学校内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展交流に寄与することを目的とする。本会の目的を達成するため、適当な事業を行うことができる。

第2章 会員

- 第4条 本会の会員は正会員、賛助会員をもって構成する。
- (1) 正会員 京都市立呉竹養護学校卒業生および、京都市立呉竹総合養護学校高等部卒業生、京都市立呉竹総合支援学校高等部卒業生とその家族。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する有志。

第3章 役員

- 第5条 本会は以下の役員を置く。
- | | |
|-----|-----------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 会計 | 1名 |
| 監査 | 1名 |
| 委員 | 若干名 (希望者および卒業後1・2年目の正会員各3名) |
| 顧問 | 若干名 (校長及び教職員) |
| 相談役 | 1名 (必要に応じて置くことができる) |

- 第6条 役員は次のように選出する。
- (1) 会長は正会員の中から選出する。
- (2) 会長は、正会員の中より副会長、会計、監査、相談役を指名することができる。

(3) 委員は卒業時にPTA役員PTAやくいんの協力きょうりょくを求め、保護者ほごしゃ3名3めいを選出せんしゅつする。

(4) 顧問こもんは、母校ぼこうの校長こうちょう及び教職員およびきょうしよくいんがあたる。

第7条 役員やくいんの任務にんむは次のとおりとする。

(1) 会長かいちょうは本会ほんかいを代表だいひょうする。

(2) 会長かいちょうは必要ひつようと認めみとめた場合たばあい、役員会やくいんかいを招集しょうしゅうすることができる。

(3) 副会長ふくかいちょうは会長かいちょうを補佐ほさし、会長かいちょうが会務困難かいむこんなんなときはこれに代わかわる。

(4) 会計かいけいは会計事務かいけいじむをつかさどり、総会開催時そうかいかいさいじに会計報告かいけいほうこくをしなければならぬ。

(5) 監査かんさは会計報告かいけいほうこくを受け、財政うけざいせいが適正てきせいに運用うんようされているか会計監査かいけいかんさしなければならぬ。

(6) 委員いいんは役員会やくいんかいに出席しゅつせきし、本会ほんかいの事業じぎょうを企画きかく・審議しんぎする。

(7) 相談役そうだんやくは、必要ひつように応じて同窓会活動どうそうかいかつどうの相談そうだんにあたる。

第8条 会長かいちょう、副会長ふくかいちょう、会計かいけい、監査かんさ、相談役そうだんやくの任期にんきは1カ年とする。ただし再任さいにんは妨げさまたげないが、兼任けんにんは認めみとめない。

第9条 総会そうかいは役員やくいんの認証にんしょう、会計報告かいけいほうこく、事業報告じぎょうほうこく、予算よさんの審議しんぎ、行事予定ぎょうじよていを審議しんぎする。

第10条 総会そうかいは会長かいちょうがこれを招集しょうしゅうし、緊急事項きんきゅうじこうがあるときは役員会やくいんかいの決議けつぎによって、臨時総会りんじそうかいを開くことができる。

第4章 会計

第11条 正会員せいかいいいんの会費かいひは終身会費しゅうしんかいひ2,000円とする。

賛助会員さんじょかいいいんは一口ひとくち1,000円とする。複数口ふくすうぐちか可

第12条 本会ほんかいの経費けいひは、会費かいひその他の収入そのたしゅうにゅうをもってこれらに充てあてる。

第13条 本会ほんかいの会計年度かいけいねんどは10月1日より翌年9月30日10がつ1ひよりよくとし9がつ30にちまでとする。

附則

第14条 本会則ほんかいそくは令和元年10月6日れいわがねんがつかじっしより実施する。

本会則ほんかいそくは総会そうかいの決議けつぎによって改変かいへんすることができる。